



平成 19 年 8 月 23 日

各 位

会社名 株式会社メディビックグループ
代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘
(コード番号2369:東証マザーズ)
問合せ先 専務取締役管理本部長 川井 隆史
(Tel: 03-5510-2407)

**第三者割当による第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ
(転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行)**

このたび当社は、平成 19 年 8 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という)の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株予約権付社債の募集の目的

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、平成19年6月21日に「事業再構築プラン（新生MediBIC Group 2007）」を発表しております。グループを再編しバイオ事業に事業領域を集中させることで、中長期的に安定成長を図るものです。そのような中、当社はこの計画を着実に実行するため、

- ① 事業部門の選択と経営資源の集中
- ② 財務体質の更なる改善・強化（キャッシュフローの安定化）
- ③ バイオ事業におけるサービス体制の強化

に特に重点を置いた施策を掲げ、平成20年12月期におけるキャッシュフローの黒字化を目指しております。

本計画の実行にあたり、

- ① 当社の主力事業であるバイオマーカー創薬支援事業の強化等の資金の確保
- ② 必要となるリストラクチャリング施策を実行する当面の運転資本の確保
- ③ 2007年満期円建転換社債型新株予約権付社債の償還資金の一部とし、財務体質の改善および強化を図る

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

を主たる目的として、総額約5億円のエクイティ・ファイナンスを実行するものであります。

(2) 本新株予約権社債の商品性について

本新株予約権社債の発行要項において

- ① 毎週転換価額が前取引日の株価終値の91%に相当する金額に修正される(但し、上方修正の場合は前行使価額より当該修正価額がそのとき有効な行使価額の109%相当額を上回る場合に限る。)
- ② 転換価額の下限は平成19年9月7日の東京証券取引所における株価終値の50%とする。また、転換価額の上限は平成19年9月7日の東京証券取引所における株価終値の150%とする。
- ③ 当社は割当先に2週間前に通知することで繰上償還をすることができるという条項が付されており、また本新株予約権の権利行使にともない発行された株式の売却に関しては、買取先であるウェル・フィールドキャピタル株式会社ならびにWF戦略投資事業有限責任組合(以下「買取会社」という)との間で

I 直近公表価格以下の価格において空売りを行わないこと(ただし、当該直近公表価格の直近に公表された当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りは除く。)

II 平成19年9月10日以降平成20年9月4日までの間の各営業日に、自己の計算において、東京証券取引所の売買立会が終了すべき時刻の15分前から当該終了すべき時刻までの間(以下、「終了15分前」という。)において、発行会社の普通株式の市場売却による発注(終了15分前に発注した売り注文の変更及び引条件付注文を含む。)を行わないこと

III 株価への影響を最大限配慮し、

- i) 東京証券取引所の立会内取引における1日当たりの本株式の売付け数は、売付けを行う日の東京証券取引所の売買立会における発行会社の普通株式の1日当たりの出来高の20%を目途とすること
- ii) 機関投資家等への本株式の大量売付けを行う際は、東京証券取引所の立会外取引(注1)または取引所有価証券市場外取引(注2)において行うこと

(注1) 立会外取引とは、東京証券取引所の売買立会時間外において、電子取引ネットワークシステムであるToSTNeTを介して行う売買制度のことをいいます。

(注2) 取引所有価証券市場外取引において、証券会社は、取引所に上場されている株券、転換社債型新株予約権付社債券等について、顧客から取引所有価証券市場外で取引を行う旨の明確な指示を受けた場合に限り、自己が相手方となるか、同様の指示を行った顧客の注文と付け合わせることであり、取引所有価証券市場外で売買を成立させることができます。

以上の条項について、当社と新株予約権付社債買取契約書で合意する予定であります。

なお、このような新株予約権付社債においては、発行後に株価が上昇すれば希薄化の度合いが小さくなり、株価が下落すれば希薄化の度合いが大きくなります。

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

489,800,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

①当社の主力事業であるバイオマーカー創薬支援事業の強化等の資金の確保

3億円程度

②必要となるリストラクチャリング施策を実行する当面の運転資本の確保

1億円程度

③ 2007年満期円建転換社債型新株予約権付社債の償還資金の一部とし、財務体質の改善および強化を図る。

1億円程度

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 19 年 10 月

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社の企業価値ひいては株主価値を高めるためには、過日発表した事業再構築プランを着実に履行し、平成20年12月期におけるキャッシュフローの黒字化や累積損失の解消に加え、整備した事業基盤の拡充による確固たる競争力を早期に築くことが必要です。

そのためには、

①当社の主力事業であるバイオマーカー創薬支援事業の強化等の資金の確保

②必要となるリストラクチャリング施策を実行する当面の運転資本の確保

③2007年満期円建転換社債型新株予約権付社債の償還資金の一部とし、財務体質の改善および強化を図る

が不可欠であり、そのために総額約5億円のエクイティ・ファイナンスを実行するものであります。

当社の企業価値及び株主価値を維持し高めるためには、一時的に支出が生じたとしても、リストラクチャリングにより固定費を大胆に削減するとともに、その一方で成長のための投資も行っていく必要がございます。バイオマーカー創薬支援事業の強化については知的財産の取得並びにその商業化のために投資する予定です。詳細につきましては今後順次適時開示を行う予定でございます。そのために必要とされる今回の資金調達は、長期的には株主価値の向上に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：千円）

決 算 期	平成 16 年 12 月 期	平成 17 年 12 月 期	平成 18 年 12 月 期
売 上 高	385,233	743,359	1,648,430
営 業 利 益	△557,306	△359,291	3,546
経 常 利 益	△611,956	△411,537	△38,642
当 期 純 利 益	△632,462	△425,452	△203,322
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△8,415.51	△5,260.03	△2,442.52
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	26,472.28	27,821.16	25,515.94

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 19 年 8 月 23 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	99,316.35 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	20,682 株	17.23%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	20,682 株	17.23%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	— 株	— %

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	99,316.35 株	100%
当初の転換価額（18,900 円）における潜在株式数の総数	47,137 株	32.18%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	— 株	— %
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	— 株	— %

（注）下限値及び上限値の転換価額につきましては、平成 19 年 9 月 7 日の発行日に確定いたします。

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成16年12期	平成17年12期	平成18年12期
始 値	253,500 円	106,000 円	94,600 円
高 値	316,000 円	174,000 円	108,000 円
安 値	100,000 円	83,600 円	36,050 円
終 値	106,000 円	90,300 円	43,700 円

② 最近6か月間の状況

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始 値	43,700 円	34,600 円	27,000 円	24,150 円	27,800 円	25,600 円
高 値	44,500 円	35,500 円	27,850 円	28,280 円	34,200 円	26,430 円
安 値	33,200 円	25,100 円	20,600 円	21,380 円	24,610 円	21,220 円
終 値	34,550 円	26,600 円	23,400 円	27,500 円	25,600 円	23,970 円

③ 発行決議日における株価

	平成19年8月23日現在
始 値	17,990 円
高 値	19,900 円
安 値	17,990 円
終 値	19,900 円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当てによる第2回転換社債型新株予約権社債の発行

発 行 期 日	平成19年9月7日
調 達 資 金 の 額	94,900,000 円 (差引手取概算額)
募集時点における 発行済株式数	99,316.35 株
当該募集における 潜 在 株 式 数	当初の転換価額 (18,900 円) における潜在株式数 : 5,291 株 転換価額上限値 (ー 円) における潜在株式数 : ー 株 転換価額下限値 (ー 円) における潜在株式数 : ー 株
割 当 先	ウェル・フィールドキャピタル株式会社

(注) 下限値及び上限値の転換価額につきましては、平成19年9月7日の発行日に確定いたします。

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

②第三者割当てによる第3回転換社債型新株予約権社債の発行

発 行 期 日	平成 19 年 9 月 7 日
調 達 資 金 の 額	394,900,000 円（差引手取概算額）
募集時点における 発 行 済 株 式 数	99,316.35 株
当該募集における 潜 在 株 式 数	当初の転換価額（18,900 円）における潜在株式数：21,164 株 転換価額上限値（ ー円）における潜在株式数： ー 株 転換価額下限値（ ー円）における潜在株式数： ー 株
割 当 先	WF 戦略投資事業有限責任組合

（注）下限値及び上限値の転換価額につきましては、平成 19 年 9 月 7 日の発行日に確定いたします。

（6）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 2007年満期円建転換社債型新株予約権付社債

決議日	平成 16 年 9 月 17 日（取締役会決議）
調達資金の額	1,370,000,000 円（手取概算額）
募集時における発行済株式数	74,924 株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（131,000 円）における潜在株式数：10,687 株 転換価額上限値における潜在株式数：設定なし 転換価額下限値（91,000 円）における潜在株式数：15,384 株
現時点における転換状況 （行使状況）	普通株式 8,791.20 株 （残高 800,000,000 円、転換価額(行使価額)88,062.5 円）
当初の資金使途	創薬事業における新規化合物の導入・開発費用、開発初期の候補化合物獲得を目的とした投資、 創薬関連企業等との関係強化を目的とした投融資
割当先	Canyon Capital
支出予定時期	平成 16 年 12 月
現時点における充当状況	創薬事業における新規化合物の導入、開発に充当

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 第1回新株予約権（第三者割当）

決議日	平成 18 年 9 月 11 日
調達資金の額	500,000,000 円（手取概算額）
募集時における発行済株式数	81,989.35 株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（50,798 円）における潜在株式数：9,842 株 転換価額上限値（101,596 円）における潜在株式数：4,921 株 転換価額下限値（25,399 円）における潜在株式数：19,685 株
現時点における転換状況 （行使状況）	転換済株式数 14,718 株（残高 0 円）
当初の資金使途	韓国大手製薬企業との共同事業の展開、バイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動、投資事業におけるアジアを中心とした有望な投資先の発掘及び投資活動
割当先	Lehman Brothers Asia Capital Company
支出予定時期	平成 18 年 12 月
現時点における充当状況	アジアを中心とした企業への投資ならびにバイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動に充当

③ 第2回新株予約権（第三者割当）

決議日	平成 18 年 9 月 11 日
調達資金の額	55,300,000 円（手取概算額）
募集時における発行済株式数	81,989.35 株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（50,798 円）における潜在株式数：9,842 株 転換価額上限値（101,596 円）における潜在株式数：4,921 株 転換価額下限値（25,399 円）における潜在株式数：19,685 株
現時点における転換状況 （行使状況）	平成 19 年 5 月 21 日、弊社による新株予約権の取得消却により新株予約権残 0 個
当初の資金使途	韓国大手製薬企業との共同事業の展開、バイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動、投資事業におけるアジアを中心とした有望な投資先の発掘及び投資活動
割当先	Lehman Brothers Asia Capital Company
支出予定時期	平成 18 年 12 月
現時点における充当状況	バイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動に充当

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 大株主及び持株比率

募集前（平成19年6月末現在）	
橋本康弘	22.24%
ステートストリートバンクアノトトラストカンパニー	1.74%
藤井衛	1.20%
マネックス証券株式会社自己	0.90%
有限会社山興企画	0.86%
青柳満喜	0.81%
日本マスターオラスト信託銀行株式会社 （信託口）	0.71%
竹野健一	0.63%
クレディスイスインターナショナル	0.57%
泉辰男	0.52%

5. 業績への影響の見通し

今回の発行に伴い、調達した資金を事業拡大とキャッシュフロー安定のための必要資金として充当することにより、当社グループの一層の業容拡大と事業基盤拡充を見込んでおります。さらに、新株式への転換による株主資本の充実、財務体質の強化を見込んでおりますが、まだ数字については不確定であります。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、第2回新株予約権付社債については額面250万円を、第3回新株予約権付社債については額面1,000万円を本新株予約権の1個当たりの払込金額といたしました。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初、取締役会決議日（平成19年8月23日）の東京証券取引所における当社株式の前日終値に105%を乗じた額といたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

過度な株価下落等による著しい希薄化に対しては、割当先に2週間前までに通知し繰上償還することによって防止することが可能でございます。

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要1 (第2回新株予約権付社債)

① 商 号	ウェル・フィールドキャピタル株式会社		
② 事 業 内 容	有価証券の投資・運用		
③ 設 立 年 月 日	平成 18 年 7 月 25 日		
④ 本 店 所 在 地	東京都中央区		
⑤ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 酒井 将平		
⑥ 資 本 金	10,000,000 円		
⑦ 発 行 済 株 式 数	200 株		
⑧ 純 資 産	純資産 7 百万円（連結）		
⑨ 総 資 産	総資産 7 百万円（連結）		
⑩ 決 算 期	3 月 31 日		
⑪ 従 業 員 数	1 名（連結）		
⑫ 主 要 取 引 先	該当事項はありません。		
⑬ 大株主及び持株比率	ウェル・フィールド証券株式会社（100%）		
⑭ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行		
⑮ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	
⑯ 最 近 3 年 間 の 業 績	（単位：百万円）		
決 算 期	—	—	平成 19 年 3 月期
売 上 高	—	—	0
営 業 利 益	—	—	0
経 常 利 益	—	—	△2
当 期 純 利 益	—	—	△2
1 株当たり当期純利益（円）	—	—	△11,840.34
1 株当たり配当金（円）	—	—	0
1 株当たり純資産（円）	—	—	38,159.66

(注) 割当先は平成18年7月25日に設立されたため、平成19年3月期より前の期については記載しておりません。

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 割当先の概要2 (第3回新株予約権付社債)

①	名 称	WF 戦略投資事業有限責任組合	
②	設 立 根 拠 等	平成 19 年 8 月 21 日付投資事業有限責任組合契約	
③	所 在 地	東京都中央区	
④	業 務 執 行 組 合 員 (G e n e r a l P a r t n e r)	ウェル・フィールドキャピタル株式会社 (東京都中央区)	
⑤	出 資 金 の 総 額	403,010,000 円	
⑥	上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	上 場 会 社 (役員・役員 関係者・大株 主を含む。)と 割当先の間の 出 資 の 状 況	該当事項はありません。
		上 場 会 社 と 業 務 執 行 組合員の関係	該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 割当先を選定した理由

第三者割当による新株予約権付社債の発行は、事業再構築プランの確実な履行とキャッシュフローの安定化により当社の将来企業価値を高めることを主たる目的として、以下の理由から実行するものであります。

- ① 第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能であること
- ② 新株予約権行使の時期や価額が分散され、株価への影響の低減が期待できること
- ③ 発行後に株価が上昇すれば希薄化が抑制されること
- ④ 発行後に株価が下落して希薄化の度合いが大きくなり資本政策の変更が必要になった場合などには、当社の判断により取得による対応可能であること
- ⑤ 株価の大幅な下落をもたらすような売買手法を制限し、既存株主に対する配慮がなされていること

当社では、上記の理由を総合的に判断して、第三者割当方式による新株予約権付社債の発行が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

また、新株予約権付社債の割当予定先の買取会社は、日本証券業協会会員のウェル・フィールド証券株式会社の100%子会社であるウェル・フィールドキャピタル株式会社および当該会社が業務執行組合員であるWF戦略投資事業有限投資組合であり、本新株予約権の発行は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）を尊重して行われるものです。また、買取会社の親会社であるウェル・フィールド証券株式会社の主要メンバーはもともと大手証券会社で豊富な実績・経験・知識を有していることを当社も以前から知悉しており、本ファイナンスにおいても、株価への影響に配慮した資本拡充を実現し得るものと判断いたしました。

なお、買取会社は、当社と協議のうえ株価への影響に配慮した具体的なオペレーション手法の実施にむけ、株式の売却に関する制限に服することに同意する予定です。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるウェル・フィールド証券株式会社の100%子会社であるウェル・フィールドキャピタル株式会社および当該会社が業務執行組合員であるWF戦略投資事業有限投資組合により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）を尊重することとなっております。

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 割当先の保有方針

割当先であるウェル・フィールドキャピタル株式会社は、同社から第三者へは新株予約権付社債の形態では譲渡いたしません。なお、証券取引所における株式売却においては株式需給と株価形成に対する影響に配慮し、割当先の種々のネットワークを活用し、立会外取引^(※1)等による機関投資家等への販売、PTS^(※2)(私設取引システム)を利用した個人投資家等への販売を図ります。

(注1) 立会外取引とは、東京証券取引所の売買立会時間外において、電子取引ネットワークシステムであるToSTNeTを介して行う売買制度のことをいいます。

(注2) PTS(私設取引システム)とは、主に証券取引所が終了した後の夜間に、証券会社が開設したコンピューター・ネットワーク上での取引のことをいい、証券会社が自社の顧客同士の売買を仲介することで売買が成立いたします。

(5) 株券貸借に関する契約

買取会社は今回のファイナンスに伴い、当社主要株主と5,500株の当社普通株式の貸借契約を締結する予定となっております。当社株式の過去1年間(平成18年8月1日から平成19年7月31日)の東京証券取引所における株式売買代金合計金額は3,521百万円であり、貸株予定の5,500株(時価は19年8月23日終値ベースで約109百万円に相当)は過去1年間の当社株式売買規模より過度な水準ではないと考えております。

以 上

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別添)

株式会社メディビックグループ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

本要項は、株式会社メディビックグループ（以下「当社」という。）が平成19年8月23日に開催した取締役会の決議に基づいて平成19年9月7日に発行する株式会社メディビックグループ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社メディビックグループ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額 金100百万円（額面総額100百万円）
3. 各募集社債の金額 金2,500千円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金2,500千円（額面100円につき金100円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部又は一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期間 平成19年9月7日
9. 申込取扱場所 当社管理本部
10. 本社債の払込期日 平成19年9月7日
11. 本新株予約権の割当日 平成19年9月7日
12. 募集の方法
第三者割当ての方法により、全額をウェル・フィールドキャピタル株式会社に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無
本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保付社債信託法第77条に定める担保権の設定に関する条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法及び期限

(1) 本社債は、平成20年9月5日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 当社の選択による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、本社債権者に対して、償還日の30日以上前に事前通知を行ったうえで、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

(3) 買入消却

当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却することができる。但し、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。

(4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前までに事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

(5) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

(1) 当社が、いずれかの本社債につき、第15項第(1)号の規定に違背し、7日以内にその履行をすることができないとき。

(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

弁済をすることができないとき。

- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。）する数（以下、「交付株式数」という。）は、行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除して得た数（小数点以下は切捨て）とする。「転換価額」とは、本項第(3)号記載の金額を指すが、本項第(4)号乃至第(11)号によりこれが修正又は調整される場合には、かかる修正又は調整後の金額を指す。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額（代用払込みに関する事項）

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。但し、交付株式数に当該行使の時点で有効な転換価額を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記但書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。

(3) 転換価額

転換価額は、当初18,900円とする。

(4) 転換価額の修正

平成19年9月7日以降、毎週金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日（終値（気配表示を含む。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式の普通取引の終値の91%に相当する金額（以下「修正価額」という。）がその時点で有効な転換価額を下回る場合、又は修正価額がその時点で有効な転換価額の109%相当額を上回る場合には、転換価額は修正価額に修正される。但し修正価額が本社債払込期日における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、下限転換価額をもって修正価額とし、修正価額が本社債払込期日における当社普通株式の普通取引の終値の150%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合は、上限転換価額をもって修正価額とする。かかる計算においては、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。かかる計算で修正された転換価額を以下「修正後転換価額」という。本要項において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいう。

(5) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & \text{既発行} & \text{新発行・移転株式} & & \text{1株当りの} \\ & & & \text{株式数} & \text{数} & \times & \text{発行・移転価額} \\ \text{調整後} & & \text{調整前} & & & & \\ \text{転換価} & = & \text{転換価} & \times & \frac{\quad}{\quad} & & \\ \text{額} & & \text{額} & & \text{時 価} & & \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・移転株式数} \end{array}$$

(6) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(8)号②に定める時価を下回る発行価額又は移転価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の

株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については本項第(19)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③本項第(8)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合

調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (7) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。
- (9) 本項第(6)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 本項第(6)号の規定にかかわらず、本項第(6)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本項第(4)号に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、本項第(6)号に基づく転換価額の調整は行わないものとする。

(11) 本項第(5)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本項第(6)号②但書に示される株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(12) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 19 年 9 月 10 日から平成 20 年 9 月 4 日までとする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、②買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成 20 年 9 月 4 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(13) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(14) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

取得の事由及び取得の条件は定めない。

(15) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(16) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、当初の転換価額は平成19年8月22日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の約105%に相当する金額とした。

(17) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本項第(12)号記載の行使請求期間中に本項第(21)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(18) 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(21)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(19) 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

(20) 本新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により発行・移転する当社普通株式の剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、行使請求が7月1日から12月31日までの間になされたときは、7月1日に、1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、それぞれ当該普通株式の発行・移転があったものとみなしてこれを支払う。なお、平成19年9月10日から同年12月31日までの間になされた行使請求についても上記規定を適用する。

(21) 本新株予約権の行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

当社管理本部

21. 本新株予約権付社債券の喪失等

- (1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告手続をし、その無効宣言があった後、確定した除権判決の謄本を添えて請求したときは、当社はこれに対し代り新株予約権付社債券を交付することができる。
- (2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚損したときは、当該本新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。但し、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
- (3) 代り新株予約権付社債券を交付する場合には、当社はこれに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

22. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。
但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

23. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

24. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第22項に定める公告に関する費用
- (2) 第23項に定める社債権者集会に関する費用

25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債発行に関して必要な事項は当社代表取締役に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

株式会社メディビックグループ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

本要項は、株式会社メディビックグループ（以下「当社」という。）が平成19年8月23日に開催した取締役会の決議に基づいて平成19年9月7日に発行する株式会社メディビックグループ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社メディビックグループ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額 金400百万円（額面総額400百万円）
3. 各募集社債の金額 金10,000千円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金10,000千円（額面100円につき金100円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部又は一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利 率 本社債には利息を付さない。
8. 申 込 期 間 平成19年9月7日
9. 申 込 取 扱 場 所 当社管理本部
10. 本社債の払込期日 平成19年9月7日
11. 本新株予約権の割当日 平成19年9月7日
12. 募集の方法
第三者割当ての方法により、全額をWF戦略投資事業有限責任組合に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無
本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(1) 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保付社債信託法第77条に定める担保権の特約は付されていない。

16. 償還の方法及び期限

(1) 本社債は、平成20年9月5日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 当社の選択による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、本社債権者に対して、償還日の30日以上前に事前通知を行ったうえで、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

(3) 買入消却

当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却することができる。但し、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。

(4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前までに事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

(5) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

(1) 当社が、いずれかの本社債につき、第15項第(1)号の規定に違背し、7日以内にその履行をすることができないとき。

(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合は、この限りではない。

- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。）する数（以下、「交付株式数」という。）は、行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除して得た数（小数点以下は切捨て）とする。「転換価額」とは、本項第(3)号記載の金額を指すが、本項第(4)号乃至第(11)号によりこれが修正又は調整される場合には、かかる修正又は調整後の金額を指す。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額(代用払込みに関する事項)

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。但し、交付株式数に当該行使の時点で有効な転換価額を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記但書の場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。

- (3) 転換価額

転換価額は、当初18,900円とする。

- (4) 転換価額の修正

平成19年9月7日以降、毎週金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日（終値（気配表示を含む。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額（以下「修正価額」という。）がその時点で有効な転換価額を下回る場合、又は修正価額がその時点で有効な転換価額の

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

109%相当額を上回る場合には、転換価額は修正価額に修正される。但し修正価額が本社債払込期日における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、下限転換価額をもって修正価額とし、修正価額が本社債払込期日における当社普通株式の普通取引の終値の150%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合は、上限転換価額をもって修正価額とする。かかる計算においては、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。かかる計算で修正された転換価額を以下「修正後転換価額」という。本要項において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいう。

(5) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新発行・移転株式} & & \text{1株当りの} \\ & & & & \text{数} & \times & \text{発行・移転価額} \\ \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} & & \\ \text{転換価} & = & \text{転換価} & \times & \text{株式数} & + & \text{時 価} \\ \text{額} & & \text{額} & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・移転株式数} \end{array}$$

(6) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(8)号②に定める時価を下回る発行価額又は移転価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については本項第(19)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③本項第(8)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合

調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (7) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。
- (9) 本項第(6)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 本項第(6)号の規定にかかわらず、本項第(6)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本項第(4)号に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、本項第(6)号に基づく転換価額の調整は行わないものとする。

(11) 本項第(5)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本項第(6)号②但書に示される株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(12) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 19 年 9 月 10 日から平成 20 年 9 月 4 日までとする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、②買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成 20 年 9 月 4 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(13) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(14) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

取得の事由及び取得の条件は定めない。

(15) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(16) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、当初の転換価額は平成19年8月22日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の約105%に相当する金額とした。

(17) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本項第(12)号記載の行使請求期間中に本項第(21)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(18) 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(21)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(19) 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

(20) 本新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により発行・移転する当社普通株式の剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、行使請求が7月1日から12月31日までの間になされたときは、7月1日に、1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、それぞれ当該普通株式の発行・移転があったものとみなしてこれを支払う。なお、平成19年9月10日から同年12月31日までの間になされた行使請求についても上記規定を適用する。

(21) 本新株予約権の行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

当社管理本部

21. 本新株予約権付社債券の喪失等

(1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告手続をし、その無効宣言があった後、確定した除権判決の謄本を添えて請求したときは、当社はこれに対し代り新株予約権付社債券を交付することができる。

(2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚損したときは、当該本新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。但し、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

(3) 代り新株予約権付社債券を交付する場合には、当社はこれに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

22. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

ご注意：この文書は、当社が第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

23. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

24. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第22項に定める公告に関する費用
- (2) 第23項に定める社債権者集会に関する費用

25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債発行に関して必要な事項は当社代表取締役役に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。